入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年９月24日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　小林　　稔

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

A　令和元―３年度　窪川佐賀道路熊井トンネル工事（電子入札及び電子契約対象案件）

B　令和元―２年度　津島道路津島南ＩＣランプトンネル工事（電子入札及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所

A　高知県幡多郡黒潮町熊井から黒潮町佐賀地先

B　愛媛県宇和島市津島町上畑地地先

⑷　工事内容

A　工事延長Ｌ＝1,020m、トンネル延長Ｌ＝518m、ＮＡＴＭ工法、発破掘削、内空断面積Ａ＝76.1㎡、掘削工Ｌ＝511m、Ｖ＝45,700㎥

B　工事延長Ｌ＝440m、トンネル延長Ｌ＝224m、ＮＡＴＭ工法、発破掘削、内空断面積Ａ＝54.0㎡、掘削工Ｌ＝212m、Ｖ＝14,300㎥

⑸　工期　A　令和３年９月30日まで　B　令和３年２月26日まで

⑹　使用する主要な資機材

A　コンクリート約8,390㎥、セメント約1,330ｔ、鋼材約470ｔ

B　コンクリート約2,970㎥、セメント約570ｔ、鋼材約240ｔ

⑺　工事の実施形態

１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

２）本入札説明書に記載の工事は、技術資料を共有化できる上記１⑵に示した工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

３）本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全てを含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。

４）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

５）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

６）本工事は、技術資料等の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

７）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

８）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

９）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

10）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

11）本工事は、トンネル覆工コンクリートのひび割れについて長期保証する試行工事である。

12）本工事は、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算する事により、見積り価格の算出に係る当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。

13）本工事は、発注者が週休２日（４週８休以上）に取り組むことを指定する週休２日試行工事（発注者指定方式）である。なお、発注者が積極的に支援を行い、週休２日（４週８休以上）の達成を目指す「重点モデル工事」である。また、４週６休以上の現場閉所を実施した場合は、週休２日履行証明書の交付を行う。

14）本工事は点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。

15）本工事は、若手技術者等現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

16）本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

17）本工事は、建設現場におけるイノベーションを推進するため、「ＩＣＴ等を活用したトンネル掘削時における安全監視の効率化手法について」をテーマに、研究開発段階にある新技術の現場実証を実施する新技術導入促進（Ⅱ）型の試行工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における平成31・32年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　四国地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成16年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）の施工実績を有すること（経常建設共同企業体にあっては、構成員の１社が平成16年度以降に元請けとして、同種工事における施工実績を有していればよい。）。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

次の要件を満たす中間部に明かり部を有しない連続する１本のトンネル工事。

・ＮＡＴＭによるもので標準部の覆工後の内空断面積が45㎡以上のトンネル工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　提出する技術提案が適正であること。

⑺　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を参加を希望する工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本工事の準備期間を含まない事が出来る。

準備期間を含まない専任期間としては、下記を予定している。

A　令和２年６月上旬から令和３年９月下旬まで

B　令和２年５月上旬から令和３年２月下旬まで

また、一括審査対象工事に申請できる配置予定技術者は１名（上記１⑵に示した一括審査対象工事２件で１名）とし、２名以上の配置予定技術者を申請した場合は欠格とする。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。